

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長：量子科学技術研究開発機構 明石真言)では、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者に発症した肺がんの労災請求がなされたことを受け、放射線業務が肺がんの原因かどうかを判断するため医学文献を収集し、検討を行った。
- 肺がんと放射線被ばくに関する医学的知見については、平成27年1月に報告書を取りまとめたところであり、その報告書を踏まえた肺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方にに基づき業務上外を判断することが適当。

肺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は以下のとおり。

- ①被ばく線量が100mSv以上であること
- ②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
- ③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因(喫煙、石綿へのばく露等)についても考慮する必要がある

検討会の検討結果について

- 検討結果 東京電力福島第一原発事故後の作業従事者に発症した肺がんについて業務上との結論。(平成30年8月28日開催)

労災認定された事案について

- 労働者は50歳代の男性。
- 昭和55年6月～平成27年9月のうち約28年3か月放射線業務等に従事。
(東電福島第一原発事故後の緊急作業は、平成23年3月～平成23年12月の約9か月間)
- 被ばく線量 約195mSv [うち事故後の作業：約74mSv(緊急作業：約34mSv)]
- 複数の原発において定期検査に伴う放射線管理業務等に従事し、東電福島第一原発事故後においては、東電福島第一原発における放射線管理業務及び除染作業における事前モニタリング業務等に従事。
- 放射線業務時には防護服・全面マスク等を着用。

東京電力福島第一原発事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東電福島第一原発事故後の作業従事者に発症した疾病は、白血病3件、甲状腺がん1件。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病等の労災補償に関するリーフレットを5回、直接送付している。

※ 以上については、緊急作業従事者に労災認定要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、ご遺族の同意があり公表するもの。